

監事の監査報告書

平成30年6月21日

公立大学法人青森県立保健大学
理事長 上泉 和子 殿

公立大学法人青森県立保健大学

監事 赤津重光



監事 高橋 政嗣



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、監査の方針、業務の分担に従い、役員会に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。財務の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

なお、平成27年度に大学が管理する郵便切手の一部に用途不明の疑いが生じた事案については、この限りではありません。当該事案にかかる刑事事件及び民事事件を通じて当該事案の事実関係の詳細が判明すれば、平成30年度において当該事案についての監事の意見を具申する予定です。